

ソロトゥルン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月26日、ソロトゥルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月26日、ソロトゥルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

- 1 職業上の乗客輸送時において、マスク着用が義務付けられます。
- 2 公共空間における参加者が5人を超える集合が禁止されます。
- 3 バー、クラブ、ディスコ及びダンスホールにおいて、入場者数が同時に50人以下に制限されます。
- 4 レストラン、バー、クラブ、ディスコ及びダンスホールにおいて、1テーブル当たりの着席人数が最大4人に制限されます。
- 5 参加者が30人を超えるイベントの実施が禁止されます。  
ただし、自治体の集会、州・自治体議会、政治・市民社会的集会及び署名活動は、例外となります。
- 6 公共施設以外で実施される家族・友人同士の私的イベントの参加者が15人以下に制限されます。

7 適用日

2020年10月27日(火)以降

○ソロトゥルン州発表(ドイツ語のみ)

[https://so.ch/staatskanzlei/medien/medienmitteilung/news/covid-19-kanton-solothurn-verschaerft-massnahmen/?tx\\_news\\_pi1%5Bcontroller%5D=News&tx\\_news\\_pi1%5Baction%5D=detail&Hash=11869056f25a2505b8eade34aa1feca4](https://so.ch/staatskanzlei/medien/medienmitteilung/news/covid-19-kanton-solothurn-verschaerft-massnahmen/?tx_news_pi1%5Bcontroller%5D=News&tx_news_pi1%5Baction%5D=detail&Hash=11869056f25a2505b8eade34aa1feca4)

○10月23日：ソロトゥルン州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106882.pdf>

○10月21日：ソロトゥルン州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106198.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : [consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>